



「一般廃棄物処理広域化基本計画案」に対する市民意見を募集します

市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき「名寄市一般廃棄物処理基本計画」（平成19年7月策定）および「名寄市生活排水処理基本計画」（平成18年12月策定）を見直し、平成25年度から平成39年度までの一般廃棄物処理広域化基本計画を策定します。

現在、名寄市パブリック・コメント手続条例に基づき「一般廃棄物処理広域化基本計画案」を公表しています。ご意見をお寄せください。

●公表の方法

(1) 名寄市ホームページでの閲覧

URL＝www.city.nayoro.lg.jp/
↓各種情報↓パブリック・コメント

(2) 指定場所での閲覧

市役所（名寄庁舎・風連庁舎・智恵文支所・担当課）、図書館（名寄本館・風連分館）、北国博物館、市立大学の情報公開コーナーおよび市民文化センター、ふうれん地域交流センター

●意見の提出方法

指定場所に備え付けの「意見提出用紙」に住所と氏名を明記のうえ、持参またはファックス、郵送、電子メールなどで提出してください。

なお「意見提出用紙」はホームページからダウンロードできます。

◆意見提出先

◇ファックスの場合

名寄庁舎 Fax 01654-4011

◇郵送の場合

名寄庁舎 〒096-8686

名寄市大通南1丁目1番地

市役所名寄庁舎1階

環境生活課廃棄物対策係宛

◇メールの場合

ny-publi@city.nayoro.lg.jp

◆提出期限 3月18日(月)

●問い合わせ

環境生活課廃棄物対策係

☎01654-2111

内線3123

市民課市民年金係からのお知らせ

窓口が混雑する時期、住民票・印鑑登録証明書の発行は事前電話予約をご利用ください

前日に電話で事前予約すると窓口が混雑している場合でも速やかに証明書の受け取ることができま

▼実施期間 3月25日(月)～4月5日(金)

▼対象証明 住民票・印鑑登録証明書

▼予約窓口 市役所名寄庁舎・風連庁舎・智恵文支所

▼申込方法 電話で氏名・住所・電話番号・翌日取りに来られる時間を必要証明書(注1～2)を伝えてください

①住民票の場合

↓世帯全員か一部の別(必要とする方の氏名)・必要枚数・内容
内容:①一般(住所・氏名・生年月日・性別のみ記載)②転居の経過③世帯主との続柄④戸籍の表示が記載⑤省略事項のないもの(①～④全てが記載)

※住民票は、請求者本人と同一世帯員以外の場合は、証明対象者からの委任状が必要です。

②印鑑登録証明書の場合

↓登録番号と必要枚数(印鑑登録証を受領時に必ず持参してください)

住民票を受け取りに来られる際には本人確認書類を必ず持参ください。(運転免許証・国家資格等顔写真のある公的証明書の場合1点、健康保険証・年金手帳等顔写真のない公的証明書の場合2点)

窓口時間外・休日の発行について
窓口時間外・休日に住民票と印鑑証明書の発行を希望する場合、通年、電話予約により当直室で交付しています。(名寄庁舎のみの対応)

▼問い合わせ

市民課市民年金係(名寄庁舎1階)

☎01654-2111

内線3110

